

平成 30 年度岩手県電気事業会計予算

(総則)

第 1 条 平成 30 年度岩手県電気事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 年間販売目標電力量

胆 沢 第 二 発 電 所	27,295,000 キロワットアワー
岩 洞 発 電 所	137,764,000 キロワットアワー
仙 人 発 電 所	134,968,000 キロワットアワー
四 十 四 田 発 電 所	68,350,000 キロワットアワー
御 所 発 電 所	56,657,000 キロワットアワー
滝 発 電 所	2,594,000 キロワットアワー
北 ノ 又 発 電 所	32,385,000 キロワットアワー
入 畑 発 電 所	7,433,000 キロワットアワー
松 川 発 電 所	12,386,000 キロワットアワー
早 池 峰 発 電 所	7,322,000 キロワットアワー
稲 庭 高 原 風 力 発 電 所	4,185,000 キロワットアワー
柏 台 発 電 所	10,070,000 キロワットアワー
北 ノ 又 第 三 発 電 所	332,000 キロワットアワー
胆 沢 第 四 発 電 所	1,136,000 キロワットアワー
胆 沢 第 三 発 電 所	11,730,000 キロワットアワー
相 去 太 陽 光 発 電 所	1,337,000 キロワットアワー

高森高原風力発電所
計

49,193,000 キロワットアワー
565,137,000 キロワットアワー

(2) 主要建設事業

事業名	施行場所	事業費	事業概要
築川発電所建設事業	盛岡市地内	521,121 千円	発電所基礎建屋建築工事等

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款 電気事業収益	6,623,417 千円
第1項 営業収益	5,087,801 千円
第2項 附帯事業収益	1,303,474 千円
第3項 財務収益	100,571 千円
第4項 事業外収益	131,571 千円

支 出

第1款 電気事業費用	6,276,200 千円
第1項 営業費用	4,843,333 千円
第2項 附帯事業費用	1,169,666 千円
第3項 財務費用	57,157 千円
第4項 事業外費用	201,044 千円
第5項 予備費	5,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 1,731,337 千円は、過年度分損益勘定留保資金 311,524 千円、減債積立金 413,867 千円、建設改良積立金 483,641 千円、中小水力発電開発改良積立金 259,765 千円、環境保全・クリーンエネルギー導入促進積立金 31,957 千円、震災復興・ふるさと振興パワー積立金 125,500 千円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額

105,083千円で補てんするものとする。)

収 入	
第1款 資 本 的 収 入	282,521千円
第1項 負 担 金	4,491千円
第2項 長 期 貸 付 金 償 還 金	269,330千円
第3項 雑 収 入	8,700千円
支 出	
第1款 資 本 的 支 出	2,013,858千円
第1項 建 設 費	521,121千円
第2項 改 良 費	737,802千円
第3項 電 源 開 発 費	178,611千円
第4項 企 業 債 償 還 金	413,867千円
第5項 繰 出 金	157,457千円
第6項 予 備 費	5,000千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

(事 項)	(期 間)	(限 度 額)
北ノ又発電所キュービクル更新他工事	平成30年度から平成32年度まで	377,000千円
北ノ又発電所主要変圧器内部点検補修工事	平成30年度から平成31年度まで	31,000千円
北ノ又第二発電所配電盤更新他工事	平成30年度から平成31年度まで	298,000千円
胆沢第三発電所予備ランナ新製工事	平成30年度から平成31年度まで	35,000千円

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、40,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 営業費用と附帯事業費用
- (2) 営業費用と事業外費用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- | | |
|---------------|--------------|
| (1) 職 員 給 与 費 | 1,144,694 千円 |
| (2) 交 際 費 | 305 千円 |